

東部周遊拠点施設 指定管理候補者 募集要項

1. 指定管理候補者の募集について

国頭村では、「東部周遊拠点施設」（道の駅「やんばるパイナップルの丘 安波」）（以下「本施設」という。）について、令和4年3月の供用開始以来、道路利用者の利便施設としてだけでなく、沖縄本島北部に位置する国頭村、大宜味村、東村のやんばる3村東部地域の観光拠点、やんばる国立公園のフィールド活動拠点として運営されてきました。

また、道の駅の主要機能である「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」に加えて、地域の「防災機能」と産学官連携による「地域活性」にも取り組んできました。

本施設の管理運営に関しては民間のノウハウを活用することで、地域の資源と人材を活用し、収益性と公益性（やんばる3村東部地域の活性化）のバランスのとれた管理運営を基本条件に、質の高いサービスの提供を図りたいと考えています。

※本募集は、「国頭村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第13号）」及び本要項に基づいて実施することとし、本要項に記載のない事項については、村と協議の上、定めることとします。
--

2. 業務に関する概要

別添 東部周遊拠点施設指定管理候補者 業務仕様書による

3. 指定管理候補者が行う業務について

指定管理候補者は、指定管理受託後の運営に向けて、村と一体となって取組むこと。また東部周遊拠点施設として、周辺施設や地域住民、地域団体等との連携・協力を図りながら、下記事項について検討を行うこと。なお、準備期間に要する人件費や事務費等は指定管理候補者の負担とします。

- （1）協議への参加（国頭村、安波区、関係事業者等）
- （2）広報・告知に関する検討
- （3）管理運営及び収支計画に関する検討
- （4）周辺施設及び地域団体等との連携に関する検討
- （5）その他、指定管理業務の実施に向けて必要となる検討

4. 指定管理候補者の指定及び期間

(1) 指定管理候補者の指定

- ・指定管理候補者として指定された団体は、村と協議の上、覚書を締結し準備を行います。
- ・その後、村は指定管理候補者と指定管理業務を円滑に実施するための基本的事項を定める協定に関する協議を行い、議会の議決を経て指定管理者に指定します。
- ・議会での議決（指定管理者の指定）が得られない場合、又は議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者として指定しません。これらの場合、指定管理候補者が応募に関して負担した費用及び準備のために負担した費用については、一切補償しません。

(2) 指定管理候補者の期間

- ・指定管理候補者決定日から令和7年12月末予定

(3) 指定管理期間

- ・令和8年4月1日～令和12年3月31日（4年間）を指定管理期間として予定しています。
- ・上記の指定期間における業務実績が一定の水準を満たしていると村が認めた場合には、議会の議決を経て、指定期間の更新を行うことを可能とします。

※指定管理期間の開始は、令和8年4月1日を予定していますが、準備進捗状況等により変更となる場合があります。その場合、変更となる時期について事前に協議しますが、村はそれに伴う補償は一切いたしません。

5. 経費に関する事項

(1) 指定管理料

- ・施設の管理運営に関する経費（人件費、施設維持管理費（本体施設、付帯施設、給水設備・配管、機械設備等）、事務費、光熱水費等）は、指定管理者の負担として、施設の収入等をもって充てることとします。
- ・ただし、公益的施設の維持管理費については、村が指定管理者に指定管理料を支払います。

※指定管理料（予定額）：300万円／年

指定管理料の内訳として、以下の項目を想定しています。

○公益的施設（トイレ、駐車場、観光案内所）の維持管理に係る光熱水費、人件費等

(2) 予想される主な収入

○収益的施設（飲食物販売、特産品販売、グランピング、イベント等の売上、自動販売機手数料、自主事業の売上）

※今後の整備予定施設（芝生広場）：宿泊型トレーラーハウス（事業計画及び収支計画には、宿泊型トレーラーハウスの活用方法を含むこと）

6. 応募資格

(1) 応募資格

・設置目的に沿って、安全かつ円滑な管理運営が可能な法人等であり、村内に本社・支所・営業所等の事業所を有する又は有する予定のある法人、あるいはその他の団体が応募できます。個人は応募することができません。また、複数の団体が共同事業体（以下「共同事業体」という。）を構成して応募する場合には、あらかじめ共同事業体の協定書（様式第7号）により定められた代表者が申請手続きを行うものとしします。なお、次に該当する団体は、応募者となることができません。

- ①地方自治法施行令第167条の4第2項（昭和22年政令第16号）の規定により一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ②地方自治法施行令第244条の2第11項（昭和22年政令第16号）の規定により過去に村または他の地方公共団体から指定を取り消されてから5年を経過しないもの
- ③国頭村より指名停止措置を受けているもの
- ④最近1年間、国・県・村に納めるべき税金等を滞納しているもの
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- ⑥国頭村指定管理者選定会議及び公募による指定管理者選定部会の会員が、当該団体の役員等をしているもの
- ⑦地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）第142条（長の兼業禁止）第166条（副村長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの
- ⑧国頭村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当すると認められるもの
- ⑨上記のほか、不誠実な行為（社会通念上も含む）を行ったことが認められるもの

7. 応募の手続き

(1) 募集及びスケジュール

内 容	日 程
指定管理候補者募集期間（要項等の配布）	令和7年10月 9日（木）から 令和7年11月 5日（水）まで
募集内容に関する質問の受付	令和7年10月 9日（木）から 令和7年10月24日（金）まで
質問に関する回答	令和7年10月27日（月）
申請書・応募書類の提出	令和7年10月28日（火）から 令和7年11月 5日（水）まで ※必着
一次選考（提出書類による審査）	令和7年11月 7日（金）
二次選考の日時の通知	令和7年11月 7日（金）
二次選考（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年11月12日（水）
指定管理候補者の選定及び通知	令和7年11月18日（火）
指定管理候補者との覚書締結	令和7年11月下旬
指定管理候補者との協議	令和7年12月～8年3月

(2) 募集期間 令和7年10月 9日（木）から令和7年11月 5日（水）まで

(3) 申請書・応募書類の受付期間 令和7年10月28日（火）から令和7年11月 5日（水）
受付時間 午前10時から午後4時まで

(4) 受付場所 国頭村役場 商工観光課

(5) 質問及び回答

①受付期間 令和7年10月 9日（木）～令和7年10月24日（金）まで

②受付方法 質問書（様式第2号）を電子メールにより提出すること。

※メール送信後は、受信確認のため連絡を行うこと。

③質問先 国頭村役場 商工観光課 E-mail: tchmiyagi@vill.kunigami.lg.jp

④回答方法 令和7年10月27日（月）中に、村ホームページへの公表をもって
回答とします。（質問者名は公表しません。）

⑤その他 口頭（電話等含）のみの質問及び受付期間外の質問については、受付けません。
質問内容については、本募集要項（別添資料含む）及び業務仕様書に係るものと
し、それ以外の内容と判断した質問には回答いたしません。

(6) 応募書類

①指定管理候補者指定申請書（様式第1号）

②質問書（様式第2号）

③法人等の概要書（様式第3号）

④応募資格がある旨の誓約書（様式第4号）

⑤事業計画書（様式第5号）

⑥収支計画書（様式第6号）

⑦附属資料

ア．定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面

イ．法人にあっては登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の抄本

ウ．印鑑証明書※共同事業体を組成し、その構成員が法人でない場合

エ．直近1年間において、国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類※納税証明書、完納証明書等

オ．申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における財産目録、貸借対照表、損益計算書、確定申告書（収受日付印が押印されたページのみ）その他団体の財務状況を明らかにする書面

カ．申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書面

⑧その他

ア．応募書類の提出期限は厳守すること。提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。ただし、村から指示した場合はこの限りではありません。

イ．応募書類は返却しません。

ウ．応募にかかる経費は応募者の負担とします。

エ．応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑨提出部数 正本1部、副本15部

応募書類一覧

様式番号等	書類名	提出部数	備考
様式第 1 号	指定管理候補者指定申請書	正本 1 部、副本 15 部（コピー可） また、電子データ（PDF 形式）も提出	
様式第 2 号	質問書		
様式第 3 号	法人等の概要書		
様式第 4 号	応募資格がある旨の誓約書		
様式第 5 号	事業計画書		
様式第 6 号	収支計画書		任意様式も可
附属資料	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面		
	法人にあつては登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の抄本		
	直近1年間において、国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類※納税証明書、完納証明書等		
	申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における財産目録、貸借対照表、損益計算書、確定申告書（収受日付印が押印されたページのみ）、その他団体の財務状況を明らかにする書面		
	申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書面		

8. 指定管理候補者の選考方法

(1) 選考方法

- ・指定管理候補者の選考は、「国頭村指定管理者選定会議設置規程」及び「公募による指定管理者選定部会設置要綱」、本要項、業務仕様書内容に基づき実施します。
- ・選考方法は、一次選考（書類選考）と二次選考（公募による指定管理者選定部会（以下「選定部会」という。）による提出書類の提案内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング）により行います。
- ・二次選考の日時、場所、詳細については、一次選考を行った後、別途通知します。

①一次選考

- ・応募書類に不備がないか、応募資格・応募条件を満たしているか、欠格事由に該当がないか等の書類審査を行います。

②二次選考

- ・選定部会を設置し、提出書類の提案内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「選定基準」に基づき採点を行います。
- ・パワーポイントの使用は可能ですが、提出資料に記載のない事項のプレゼンテーションを行うこと、提出資料に掲載のない写真等を用いてプレゼンテーションを行うことは禁止します。（当日の追加資料等持込不可）
- ・パワーポイント等のデータを活用したプレゼンテーションを行う場合は、事前に作成し提出することとします。
- ・会員の採点は非公開とします。
- ・二次選考の内容をもとに、国頭村指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）にて指定管理候補者を選定します。

(2) 選定基準

- ・選定にあたっては、下記の評価項目、評価の観点及び配点を定め、施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成できる団体を選定する上で最適と考えられる選定基準を設定します。

	評価項目	評価の観点	配点	計
1	管理運営の基本方針等	東部周遊拠点施設を管理するのにふさわしい経営理念・方針を確立しているか。	10	10
2	平等利用の確保	公共施設（道の駅）利用者の平等な利用を確保するための方策となっているか。	5	5
3	企画力・実行力	利用促進を図るための取組み内容となっているか。	10	15
		利用者へのサービスの向上のための取組み内容となっているか。	5	
4	収支計画	管理運営に係る経費及び収入積算の妥当性であるか。	10	20
		経費を縮減するための取組み内容となっているか。	10	
5	指定管理者としての能力	東部周遊拠点施設を適正に管理運営するための体制となっているか。	10	20
		施設の管理を継続的・安定的に行う財務能力を有しているか。また、同種・類似施設の管理実績があるか。	10	
6	独自性及び周辺施設、地域団体等との連携	やんばる国立公園のフィールドを活用した、特色ある企画や自主事業等の提案がなされているか。	10	30
		東部周遊拠点施設として、地域住民及び地域団体、周辺施設等との連携が十分に考えられているか。	10	
		道の駅の主要機能である「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」に加えて、地域の「防災機能」「地域活性」への提案がなされているか。	10	
合 計				100

(3) 指定管理候補者の決定及び通知

- ・村は、選定会議による選定結果を尊重し指定管理候補者を決定し、全応募団体に結果を文書で通知します。
- ・選定結果として、応募者名、審査結果の概要等を公開する場合があります。

(4) 審査対象からの除外

- ・次のいずれかに該当すると認められた場合は、失格となります。
 - ①提出された書類に虚偽又は不正があった場合
 - ②審査に対し不当な要求を申し入れた場合
 - ③選定部会会員に個別に接触した場合
 - ④募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - ⑤書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
 - ⑥他者の提案図書を盗用した疑いがある場合
 - ⑦その他の不正行為があった場合

(5) 再度の選定

- ・指定管理候補者が選定される前に、その団体等を指定管理候補者とすることが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に指定管理候補者を選定できることとします。

9. 応募に際しての留意事項

- ・指定管理候補者が応募に関して負担した費用及び準備のために負担した費用については、一切補償しません。また、指定管理候補者が村の指示に従わないとき、その他指定管理候補者を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、村に生じた損害は、指定管理候補者が賠償するものとします。
- ・また、指定管理候補者が正当な理由なく、業務を中断または中止し、村に損害が生じた場合は、村は、損害金の支払を指定管理候補者に請求することができるものとします。

(1) 接触の禁止

- ・応募者は、選定会議及び選定部会会員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とします。

(2) 業務遂行の準備

- ・指定管理候補者に選定された後は、自己の責任及び負担において、指定期間の初日から円滑に指定管理業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えておくこととします。
- ・また、指定管理候補者は、協定発効までの間、指定管理業務にかかる必要書類の作成等を行うものとします。

(3) 応募の辞退

- ・応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出すること。

(4) 指定の取り消し

- ・下記のいずれかに該当する場合は、国頭村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第12条の規定に基づきその指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の

停止を命ずることがあります。

- ①指定管理候補者が、本業務に関する協定に違反したとき
- ②指定管理候補者が、管理業務を継続することが適当でないと村が認めたとき
- ③指定管理候補者が、村の指示に従わないとき
- ④指定管理候補者が、本業務に関する協定を履行することができないと村が認めたとき
- ⑤条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- ⑥指定管理候補者またはその役員等が、国頭村暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団または、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等であることが明らかになったとき

(5) 指定管理候補者選考に関する情報の公開

- ・村は、指定管理候補者選考に関する情報について、村民等から要求があった場合には、下記のとおり公開または、非公開とすることができます。

①公開できる事項

- ア．応募者名、所在
- イ．指定管理候補者の事業計画概要
- ウ．指定管理候補者に選定された理由

②公開できないもの

- ・応募者の個人情報及び法人にかかる事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるものなどについては、公開しません。

10. 別添資料一覧

- ・資料1：東部周遊拠点施設 概要資料
- ・資料2：東部周遊拠点施設 位置図・配置図・施設規模
- ・資料3：東部周遊拠点施設 利用者数・収支資料（過去3年）
- ・資料4：東部周遊拠点施設 連携施設・関連事業
- ・資料5：国頭村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例

11. 問い合わせ先

- ・担当部署：国頭村役場 商工観光課（担当：宮城 哲也）
- ・所在地：〒905-1495
沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地
- ・電話：0980-41-2622
- ・FAX：0980-41-5910
- ・メール：tchmiyagi@vill.kunigami.lg.jp